

令和8年度  
筑波大学法科大学院  
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題(民事法)

(120分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**6枚**であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限ります。)。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

## 民法（配点150点）

下記の【第1問】及び【第2問】に答えなさい。

### 【第1問】（75点）

以下の【事例】を読んで、下記の（1）から（3）までに答えなさい。なお、（1）から（3）は独立した問い合わせである。

#### 【事例】

甲土地はAの所有であり、A名義の登記がなされていた。

2027年11月1日にAは何者かによって殺害された。Aの死亡により、Aの子であるBとCがAの財産を相続した。Aの遺産は時価1000万円相当の甲土地、時価500万円相当の乙土地及びD銀行に対する預金1500万円である。

2028年1月20日に、Aの遺産のうちD銀行に対する預金はBが、甲土地及び乙土地はCが取得する旨の遺産分割協議が成立した。しかし、Cは甲土地と乙土地のいずれについても相続を原因とする所有権移転登記を経由していなかった。

2028年4月3日、Bの債権者であるEは、甲土地のBの法定相続分に当たる持分2分の1について仮差押え（以下「本件仮差押え」という。）の決定を得た。Eがこの決定に基づきBに代位して相続を原因とする甲土地全体の所有権移転登記の申請をし、BとCの持分割合をそれぞれ2分の1とする登記が経由された。次いで、甲土地について登記されたBの持分について本件仮差押えの登記がなされ、Bは同月5日にはその旨を知った。

2028年5月10日、Cは、甲土地について自己への所有権移転登記の申請をしようとしたところ、すでに本件仮差押えの登記が経由されていることを知った。

（1）Cは、2028年5月25日、Eに対して本件仮差押えの登記の抹消を求める手続をとり、当該手続において本件仮差押えの決定には理由がないことを主張した。この主張は認められるか。（30点）

（2）2029年2月1日になって、Aを殺害したのはBであることが判明した。現在、BはAを殺害した罪で服役中である。CはEに対して本件仮差押えの登記の抹消を求める手続をとり、当該手続において本件仮差押えの決定には理由がないことを主張した。この主張は認められるか。なお、Bに子はないものとする。（15点）

### 〔事例（続き）〕

Cは、乙土地については2028年6月5日に所有権移転登記を経由した。その後、Cは、乙土地上に丙建物を建築し、同年10月2日に所有権保存登記をした。

2028年12月15日、CはFとの間で、丙建物について賃貸期間を2029年1月1日から2年間、賃料月額5万円として賃貸する契約を締結し、同年1月4日に同賃貸借契約に基づき丙建物をFに引き渡した。

2029年7月10日、丙建物が突然倒壊して、通行人Gが大けがを負った。倒壊の原因是、丙建物の建築の際に手抜き工事がなされたために、丙建物の基礎が梅雨の長雨に耐えられなかつたことにあつた。このような手抜き工事がなされたことについてはCもFも知らず、両者とも知らないことに過失はなかつた。

なおGは高齢であり、年齢相応に骨がもろくなつてゐたために、けがの程度が重くなつてゐる。

（3）Gは、C及びFに対して損害賠償請求をすることができるか。C及びFからの想定される反論も加味して検討しなさい。（30点）

## 【第2問】(75点)

以下の【事例】を読んで、下記の(1)から(5)までに答えなさい。金額計算において利息は無視してよいものとする。

### 【事例】

AとB（以下、併せて「Aら」という。）は美術大学の同期生である。Aらは大学卒業後、一般企業に就職したが、35歳の時にそれぞれ勤務先を退職し、伝統工芸品の製作・販売を行う共同事業を起こした。Aらの製作する伝統工芸品（以下「製品」という。）は、日本の伝統工芸にエキゾチックな素材や色彩を加味した特徴的な作風を有し、SNSを通じて若者の圧倒的支持を集めた。

2024年5月、AとBは話し合って、事業規模を拡大する方針を決め、取引銀行であるCに融資を申し込んだ。しかし、Cは、とくにAの資産が少ないと、Aらの製品の購買層が若者に限られていることを不安材料と考え、融資に消極的であった。

AらとCは交渉を重ね、最終的に、Aの親族であるDを、AがCに対して負担する債務の連帯保証人とすることを条件として融資を実行することに合意した。同年6月1日、CはAらに1000万円を貸し付け、AとBは負担割合平等で、Cに対して連帯して1000万円の貸金返還債務を負った。同日、Dは、Aの委託を受け、Cとの間で有効にAの貸金返還債務についての連帯保証契約を締結した。

同年10月、Aらの製品の主要な原材料である漆が、国の輸入規制により高騰したため、Aらは製品を値上げせざるをえなくなった。すると、若者を中心とした購買客は途端に離れていく、Aらの事業の業績は急速に悪化した。同年11月1日、Aらは貸金返還債務に係る期限の利益を喪失した。

- (1) CはAに対し、いくらまで、債務の履行を請求できるか。
- (2) AがCに500万円支払った場合、Aは誰にいくら求償請求できるか。
- (3) BがCに500万円支払い、CはBに対し残りの500万円の債務を免除すると告げた。この場合、AとDの債務はどうなるか。
- (4) AはCに対して300万円の普通預金債権を有していた。CがDに履行請求した場合、Dはいくら支払わなければならないか。

(5) AはCに対して300万円の普通預金債権を有していたが、BはAに事前に知らせることなくCに債務を全額弁済した。BのAに対する求償請求に対し、Aはいかなる抗弁をすることができるか。

## 民事訴訟法（配点50点）

以下の【事例】を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

### 【事例】

Xは、Yに対して、Xが所有する絵画（以下「本件絵画」という。）を代金200万円で売却した（以下「本件売買」という。）。後日、XがYに本件売買代金の支払を求めたが、Yは本件売買契約の締結を否定して代金の支払を拒んだため、Xは、Yに対して本件売買代金の支払を求める訴え（以下、この訴えにかかる訴訟を「本件訴訟」という。）を提起した。

Xは、本件訴訟の口頭弁論期日において、「XとYは本件売買契約を締結した」（以下「A事実」という。）、「Yは絵画の収集家であり、かねてから本件絵画に興味をもっていた」（以下「B事実」という。）と主張するとともに、本件売買契約締結の事実を証明するために、X Y間の本件売買に係る売買契約書（以下「本件契約書」という。）を証拠として提出し、「本件契約書はXとYが署名したものである」（以下「C事実」という。）と主張した。

これに対して、Yは、本件訴訟の口頭弁論期日において、AからCまでの事実について、いずれも認める旨の陳述（以下「本件陳述」という。）をした。

### 【設問】

Yは、本件陳述を自由に撤回することができるか。AからCまでの事実ごとに結論とその理由を答えなさい。解答に当たっては、裁判上の自白の成立要件とその効果にも言及すること。なお、自由に撤回できないとしても、判例上、例えば事実に反することを主張した場合など一定の事由があれば撤回が許される場合があるが、その事由の有無について言及する必要はない。

令和8年度  
筑波大学法科大学院  
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題(刑事法)

(90分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**3枚**であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限ります。）。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後**30分間**、試験終了前**10分間**は、退出できません。

## 刑法（配点100点）

以下の〔事例〕を読んで、甲、乙及び丙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

### 〔事例〕

甲は乙に対して、個人的に10万円を貸していた。この借金の弁済期限は既に到来していたが、乙がなかなか督促に応じなかつたため、甲は、脅してでも借金を返済させようと考えた。そこで、甲は、声色を変えて乙に電話をかけると、「俺は、甲から借金の取り立てを頼まれた、T組のAという者だ。甲がおまえに貸した20万円を、すぐに返せ。金を返さなければ、うちの組の者をあんたの家に行かせるぞ。」などと凄んだ。乙は、借金の金額が水増しされ正在に気が付いたものの、暴力団員からの電話だと信じ、要求に応じなければ自身や家族に危害を加えられるのではないかと怖くなつたため、「分かりました。来週には、甲さんの口座に送金します。」と応じた。

金を用意する方法に悩んだ乙は、日頃から収集していたわいせつ動画を使って、金を稼ぐことを思い付いた。そこで、乙は、丙が管理運営する動画投稿サイト「X」に、無修正のわいせつ動画データを投稿した。「X」に投稿された動画データは、丙が管理するサーバに保存され、インターネットを利用して当該サーバにアクセスした者が、その内容を視聴できるようになっていた。

「X」では、無修正のわいせつ動画でも放置する方針が採られており、視聴者が投稿動画を介して新規に有料会員登録をした場合に登録料の一定割合を投稿者が報酬として得る仕組みや、投稿された動画を視聴者に評価させる仕組みなど、投稿者により多くの動画を投稿するよう促す措置が講じられていた。

数日後、乙は、「X」から報酬が支払われたことを期待し、メインバンクとしているM銀行が提供するネットバンキングにアクセスして、自己名義の口座の入出金記録を確認した。すると、その日の朝、「X」ではなく、B社から、30万円の振込みがあったことを知った。乙は、B社にも、そのような振込みにも、まったく心当たりがなかったが、「間違って振り込んだ奴が悪いのだし、気が付かなかつたふりをすれば、この金を自由に使える」と考えた。そこで、乙は、振込みがあった自己名義の口座から甲名義の口座に20万円送金する旨の情報を与え、これにより、甲名義の口座の残高が、20万円分増加した。また、乙は、自らの遊興費に充てるため、近所のコンビニに赴くと、そこに設置されているM銀行のATMを操作して、10万円を引き出した。

## 刑事訴訟法（配点 50 点）

### 【設問】

公訴事実の同一性の機能と内容について、具体例を挙げつつ、論じなさい。

令和8年度  
筑波大学法科大学院  
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題(公法)

(60分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**3枚**であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限ります。）。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後**30分間**、試験終了前**10分間**は、退出できません。

## 憲法（配点100点）

以下の【事例】を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

### 【事例】

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）が定める地方公務員災害補償制度は、地方公務員等の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を目的とする制度である。災害補償責任は、本来的には被災職員が属する地方公共団体に存するものであるが、地方公共団体に代わって迅速かつ公正な補償を統一的、専門的に実施するための法人として、地方公務員災害補償基金Yが置かれている。

法第32条第1項は、公務災害により死亡した地方公務員たる夫の妻に対して遺族補償年金を支給するに際しては、妻の年齢を要件としない一方、夫については「60歳以上」という要件を課している。これは、終身雇用制の下で働く夫と、家庭を守り夫を支える専業主婦という、法制定時に支配的であった夫婦関係のイメージを前提として、夫の死後の妻の生活の安定を確保しようとしたものである。

Xは、失業して以降もっぱら地方公務員である妻Aの収入により生計を維持してきたが、Aが公務災害により死亡したため、法第32条第1項に基づき、Yに対し遺族補償年金の支給を求めた。これに対して、Yは、同項が職員死亡時にその夫が「60歳以上」であることを支給要件としていること、さらに同項にいう「60歳以上」の部分は平成2年10月1日から当分の間「55歳以上」と読み替える附則第7条の2第2項が同法改正により挿入されたことから、Aの死亡時にXが54歳であったことを唯一の理由に、不支給とする旨の決定を行った。

### 【設問】

法第32条第1項をめぐる憲法上の問題点について論じなさい。

<参考>

○ 地方公務員災害補償法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、地方公務員等の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体等に代わって補償を行う基金の制度を設け、その行う事業に関して必要な事項を定めるとともに、その他地方公務員等の補償に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（遺族補償年金）

第32条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条において同じ。）以外の者にあっては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、60歳以上であること。
- 二 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にであること。
- 三 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にであること又は60歳以上であること。
- 四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、総務省令で定める障害の状態にあること。

2、3（略）